

立され、沖縄県保健福祉部健康増進課、沖縄県環境衛生研究所、沖縄県小児科医会、沖縄県教育委員会、地元メディアなどを構成メンバーとしている。既に、活動が始まっている地域は、既存の取り組みを本会議の実質的な母体とするか、または協力団体として、ともに麻しん排除活動を行っていくことが有効であると考えられる。

4 本会議の活動内容・役割

麻しん排除に向けて実施すべき事項は、指針で述べられている次の3つの柱である。すなわち、

- 1) 積極的な感受性者対策＝95%以上の予防接種率の達成・維持のための取り組み
 - ①生後12月から生後24月までの1歳児
 - ②小学校就学前の5歳以上7歳未満の児
 - ③中学1年生に相当する年齢の者
 - ④高校3年生に相当する年齢の者に対する、ワクチンの接種勧奨や、上記定期接種の対象外の者で未罹患・未接種の者に対する任意接種としての予防接種の推奨
- 2) 平成20年1月1日から麻しんを診断した全ての医師の届出により全数把握となつた麻疹サーベイランスを軸とする評価体制の確立（麻しん発症の把握及び症例における予防接種実施状況の把握）
- 3) 麻しん発生時の迅速な対応

指針には、これらを支えるために実施体制を確立するのが委員会（推進会議と同義）であり、本会議の設置が、麻しん排除に向けた重要な事項として示されている。

これら3つの柱を実現するに当たり、国民全体に分かりやすく麻しんの疾患としての重篤性、感染力の強さ、排除の必要性、国際的な麻しん排除の大きな流れ、ワクチンの接種効果、接種に伴い稀に発生する重篤な副反応などを説明することが求められている。

接種を勧められた人々が接種行動をとるように促し、麻しん排除に向けた市民全体の機運を発生・増幅させる活動が必要であると考えられる。

市町村等は、活動内容の詳細策定・実施・評価（市町村等活動計画）の促進や、地域の状況に合った広報・勧奨活動の実施（地域運動）を実施する必要がある。特に、平成20年度から5年間を限定して定期予防接種として実施する補足的ワクチン接種（中学1年生と高校3年生に相当する年齢の者）への接種勧奨はワクチンを重点的に接種すべき期間を4月から6月とし、定期接種の対象外の者で未罹患・未接種の者に対して推奨する任意接種としての予防接種の推奨と共に、前述の地域運動と出来るだけ同期させ集中的に実施することが望ましい。

本会議が市町村等に対して働きかけが望まれる事項は、5年間の期限付き麻しん含有